

## 令和8年3月から適用する「公共工事設計労務単価」及び「設計及び測量・調査業務等積算単価」の運用に係る特例措置について

新労務単価の運用に係る特例措置については、国土交通省及び県の特例措置を踏まえ、本市において次のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

なお、当該特例措置により、請負代金額等が変更された場合は、元請業者（受注者）と下請業者の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いします。

新労務単価：令和8年3月から適用する「公共工事設計労務単価」及び「設計及び測量・調査業務等積算単価」

旧労務単価：令和8年2月以前の「公共工事設計労務単価」又は「設計及び測量・調査業務等積算単価」

請負代金額等：請負代金額又は業務委託料

### 1. 対象工事等

次の①～③をすべて満たす建設工事及び建設コンサルタント業務等

- ① 契約日が令和8年3月1日以降
- ② 旧労務単価を適用して予定価格を積算
- ③ 令和8年3月31日までにしゅん工（完了）していないもの

### 2. 措置の内容

受注者からの請求により、新労務単価に基づく請負代金額等に変更

### 3. 請負代金額等の変更方法等

約款の規定（工事請負契約約款は第24条、土木設計業務等委託契約約款は第25条、建築設計業務等委託契約約款は第26条）を準用。変更後の請負代金額等については、次の式により算出。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k \times (100 + \text{消費税及び地方消費税率}) / 100$$

※ P新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された工事価格（業務価格）

k：当初契約の請負比率（当初の請負代金額等 ÷ 当初の設計金額）

（P新 × k の値は、千円未満を切り捨てとする。）

#### 4. 手順

(1) 特例措置対象工事等の通知（発注者 → 受注者）【様式1】

発注者は、特例措置による変更契約が可能な対象工事等について、受注者に通知。

(2) 請負代金額等の変更協議の請求（受注者 → 発注者）【様式2】

受注者は、請負代金額等の変更を希望する場合、上記（1）の通知日の翌日から起算して14日以内に発注者に請求。

※ 当該期間内（通知日翌日から14日以内）に工期末を迎える契約は、しゅん工届（完了届）の提出日の前日まで。

(3) 協議開始日及び変更額の通知（発注者 → 受注者）【様式3】

発注者は、できる限り速やかに受注者と協議を行えるよう、変更額を算出し、受注者に通知。

(4) 特例措置による変更額の確定

発注者と受注者が協議し、承諾する場合は、受注者は発注者に対し、協議開始の日から14日以内に承諾書を提出。【様式4】

協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合は、発注者が請負代金額等の変更額を定め、受注者に通知。【様式5】

(5) 変更契約の締結（発注者⇔受注者）